

東播都市計画ごみ焼却場の変更
並びに東播都市計画ごみ処理場の変更

(案)

閲覧図書

縦覧期間：令和8年6月15日（月）から令和8年6月29日（月）まで

(執務時間内)

縦覧・意見の募集

東播都市計画ごみ焼却場の変更（案）並びに東播都市計画ごみ処理場の変更（案）

1 趣旨

1998(平成10)年に供用開始した三木市清掃センターには焼却炉と粗大ごみ処理施設及び最終処分場がありますが、そのうち焼却炉と粗大ごみ処理施設については老朽化が進んでおり、新たに用地を取得して施設の更新を行う予定です。

一方で、建築基準法第51条の規定により、都市計画を決定しているものでなければ都市計画区域内にごみ処理施設を整備することができないため、次期ごみ処理施設整備に係る都市計画区域の変更案を作成しました。

ついては、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る都市計画の案を、次のとおり縦覧に供します。

なお、三木市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について三木市長に意見書を提出することができます。

2 期間

令和8年6月15日（月）から令和8年6月29日（月）まで

3 閲覧場所

- ・三木市役所2階 市民生活部 環境政策課
- ・市ホームページ

4 意見を提出できる者

三木市の住民及び本事案に利害関係を有するもの

5 意見の提出方法

意見提出用紙に必要事項及びご意見、ご提案等を記載のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

(1) 持参

三木市上の丸町10番30号

三木市役所2階 市民生活部 環境政策課窓口

受付時間／午前8：30～12：00 午後1：00～5：00

但し、土、日、祝日は除く

(2) 郵送

〒673-0492 「三木市役所 市民生活部 環境政策課宛て」

（市役所住所は不要です）

令和8年6月29日（月）必着

(3) ファクシミリ

0794-82-9792

(4) 電子メール

kankyoseisaku@city.miki.lg.jp

※個人情報については、本市個人情報保護条例に基づき、他の目的には使用しないなど、厳重に取り扱うとともに、公表はいたしません。

6 その他

提出いただきましたご意見は「東播都市計画ごみ焼却場の変更（案）並びに東播都市計画ごみ処理場の変更（案）」を作成する際に考慮させていただくとともに、募集期間の終了後、市の見解とともにホームページ等により一定期間公表（氏名等は非公開）いたします。なお、提出されたご意見に対して、個々の回答はいたしませんのでご了承ください。

7 問い合わせ先

市民生活部 環境政策課

電話番号 0794-82-2000（内線2384）

FAX番号 0794-82-9792

計 画 書

東播都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更

（三木市決定）

都市計画ごみ焼却場中 2 号三木市立塵芥焼却場を 2 号三木市立ごみ処理場に名称を改め、次のように変更する。

| 名 称 | | 位 置 | 面 積 | 備 考 |
|-----|-----------|----------------|-------------------------|--------------|
| 番 号 | ごみ焼却場名 | | | |
| 2 | 三木市立ごみ処理場 | 三木市加佐 字八家王山 | 約 66,000 m ² | 焼却施設(70 t/日) |

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

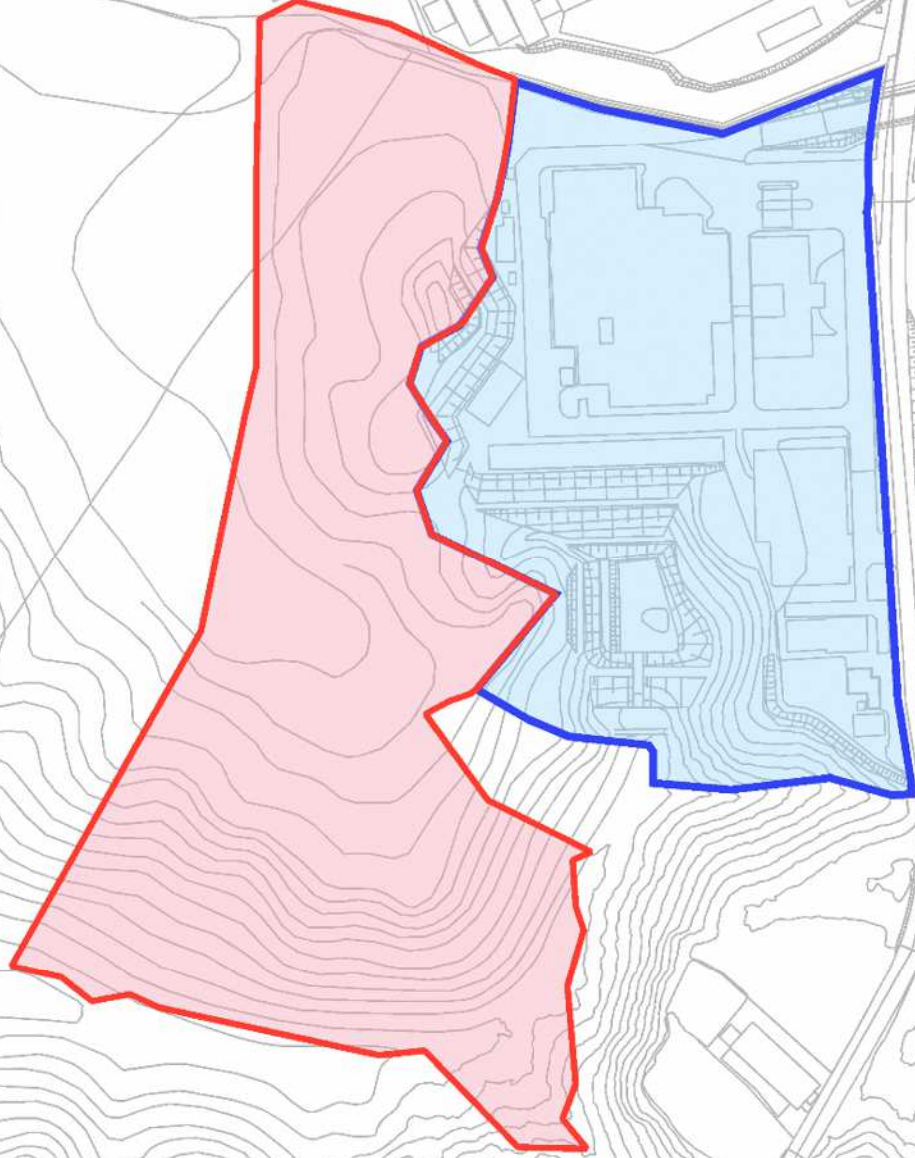
本市では、環境負荷の少ない循環型社会を目指し、三木市一般廃棄物処理計画において、適正なごみ処理体制の継続を策定している。

今回、2号三木市立塵芥焼却場の老朽化に伴い建替を実施するにあたり、関連施設等の配置を検討したところ、都市計画ごみ焼却場の区域を一部変更するとともに、名称を変更するものである。

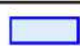

変 更 前 後 対 照 表

| 変 更 | 名 称 | | 位 置 | 面 積 | 備 考 |
|-------------|-----|-----------|------------------------|-------------------------|--------------|
| | 番号 | ごみ焼却場名 | | | |
| 変 更 前 | 2 | 三木市立塵芥焼却場 | 三木市加佐 字八家王山 1199 番地 | 約 3.5ha | |
| 変 更 後 | 2 | 三木市立ごみ処理場 | 三木市加佐 字八家王山 | 約 66,000 m ² | 焼却施設(70 t/日) |

計 画 図



20 0 20 40 60 80 100 120 140 160 180 200 220 240 m

| 凡例 | |
|---|--------|
|  | 既決定の区域 |
|  | 追加する区域 |

計 画 書

東播都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)の変更

(三木市決定)

都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)を次のように追加する。

| 名 称 | | 位 置 | 面積 | 備考 |
|-----|-----------|----------------|-------------------------|------------------------------------|
| 番 号 | ごみ処理場名 | | | |
| 2 | 三木市立ごみ処理場 | 三木市加佐 字八家王山 | 約 66,000 m ² | メタン発酵施設(35 t/日) リサイクル施設(19 t/日) |

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

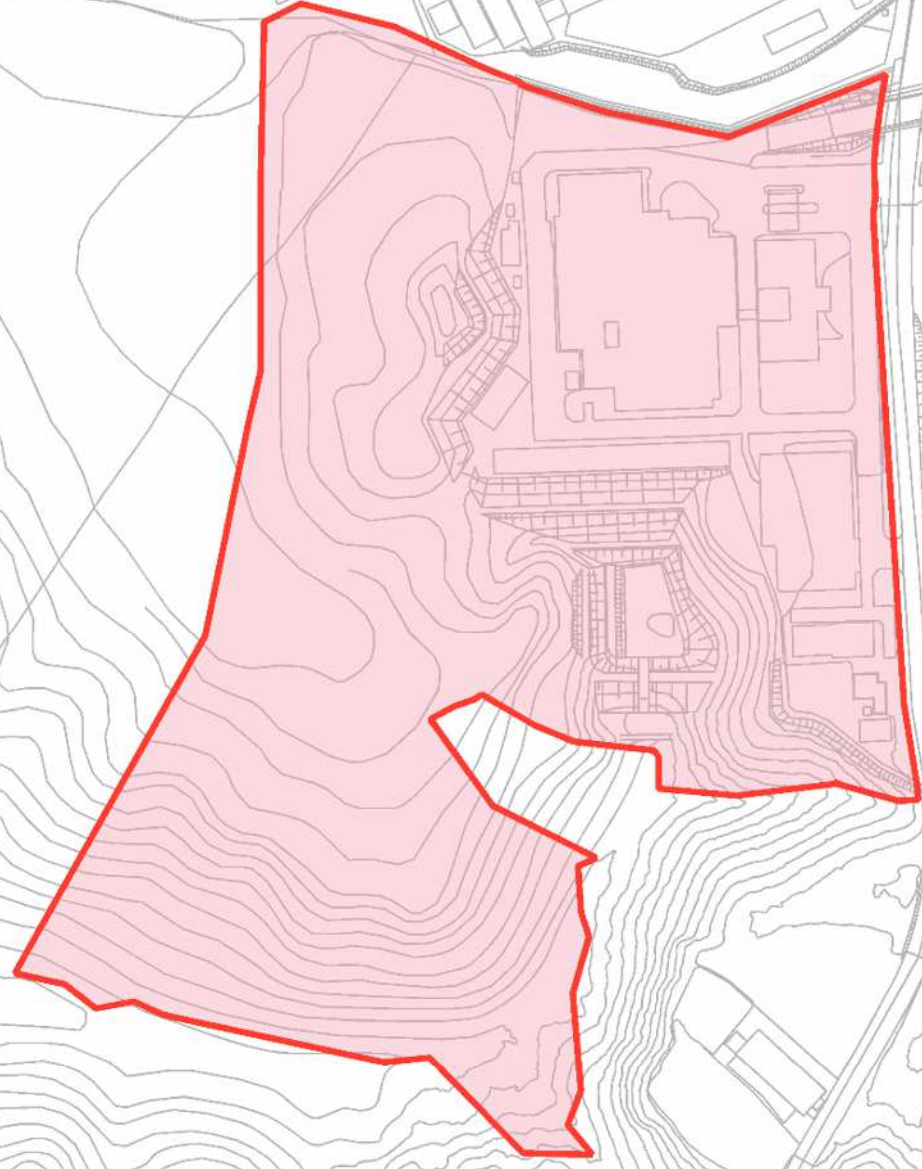
別添理由書のとおり

理 由 書

本市では、環境負荷の少ない循環型社会を目指し、三木市一般廃棄物処理計画において、適正なごみ処理体制の継続を策定している。

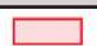
今回、2号三木市立塵芥焼却場の老朽化に伴い建替を実施するにあたり、関連施設等の配置を検討したところ、都市計画ごみ処理場を追加するものである。

計 画 図



20 0 20 40 60 80 100 120 140 160 180 200 220 240 m

S=1 : 2,500

| 凡例 | |
|---|--------|
|  | 追加する区域 |

| 都市計画決定に必要な資料チェックシート（ごみ焼却場・ごみ処理場） | | | | R84 |
|--|---|------|------|-----|
| ・東播都市計画 ごみ焼却場・ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）の変更（三木市決定） | | | | |
| 資料名 | 備考 | チェック | 指示事項 | |
| ○概算図書 | | | | |
| （法定） | | | | |
| ○ 計画書、理由書、変更前後対照表 | 理由書は別紙にまとめる | ○ | | |
| ○ 都市計画総括図（1/10,000） | 用途地域が入ったもの | ○ | | |
| ○ 計画図（1/2,500） | | ○ | | |
| （参考） | | | | |
| ○ 配置計画図（1/500.1/1000） | 区域取りを表示する（変更後・赤線、変更前・青線） | ○ | | |
| ○参考図書（概算図書と別紙） | | | | |
| ○ 区域説明図 | 測点の位置を図示すると共に測点の位置を説明する表を添付 | ○ | | |
| ○ 文章図 | 施設面積の算出根拠 | ○ | | |
| ○ 地名図または区域図 | 法務局の字図図をともに1枚の図面を作成。（字界が分かる図面） | ○ | | |
| - 建ぺい率図 | | - | | |
| - 法規制限図 | 関係行政機関と調整が必要な法規制区域を図示 | - | | |
| ○手続き関係文書・資料 | | | | |
| ○ 案の申し出文書（県決定）、事前協議文書（市町決定） | 都市計画決定の手続きp34.55 | ○ | | |
| ○ 説明会、公聴会実施状況報告書、議事録、広報 | 都市計画決定手続きに係る要綱・同運用（別紙様式） | ○ | | |
| ○ 説明会および公聴会における意見及びこれに対する市（町）の考え方 | 都市計画決定手続きに係る要綱・同運用（別紙様式） | ○ | | |
| ○ 決定（変更）しようとする土地の区域一覧 | 地名の読み仮名、区域の字を随添できる図面等を添付 | ○ | | |
| ○ 案経覧名簿、意見書、市町計審議案書、議事録等 | その都度、必要に応じて | 未 | | |
| ○都市計画決定（変更）の必要性を説明する資料 | | | | |
| - 広域の見地から調整が図られているか（広域行政事務組合のため特に添付しない。） | 県の広域施設、関係市町との調整 | - | | |
| ○ 県が定め、もしくは定めようとしている都市計画と適合しているか（都市マスと整合） | 都市マス及び関連都市計画 | ○ | | |
| ○ 都計（変更）を行う正当な理由 | 変更を行う理由が詳しくわかるような資料（理由書に記載している内容、表に出せない理由の両方） | ○ | | |
| ○ 上位計画（都市計画（区域、市町）マスタープラン、市町の総合計画等）での位置づけ | 上位計画との整合性を確認できる資料 | ○ | | |
| ○ スケジュール（都市計画及び事業化の見込み） | 事業手法、事業化の予定時期、大まかなスケジュール等 | ○ | | |
| ○ 市町における都市計画決定状況、決定経緯（変更の場合） | 当初決定から当該公園にかかる全ての変更の概要（告示日、変更内容等）を整理しておく | ○ | | |
| - 都市計画決定区分の根拠（一般廃棄物処理施設は全て市決定の為、特に添付せず） | 法定区分根拠となる資料 | - | | |
| ○ごみ処理施設の位置、区域を説明する資料 | | | | |
| | 変更の場合、現決定内容からの変更内容を整理 | | | |
| ○ 市町における施設概要（現況と計画） | | ○ | | |
| ○ 位置、区域決定根拠資料（図等） | | ○ | | |
| ○ 地元対応経過表（事業者の動き、地元要望・意見、事業者対応内容、案の内容） | | ○ | | |
| ○ 廃棄物処理法設置届出の写し（生活環境影響調査書含む） | | 未 | | |
| ○関係機関との協議状況を説明する資料 | | | | |
| | 対象となる管理者との協議状況がわかる資料（協議文書の写し、議事録等）を添付 | | | |
| ○ 環境部局（「協議済」となっているが数量未確定であれば「下協議で概ね了解を得た」とすべき 以下同） | | △ | | |
| ○ 道路管理者 | 関連道路の管理者 | ○ | | |
| ○ 農政部局（農振地域、保安林） | 協議先：市町農政部局、対象：市街化調整区域、非緑引き区域 | △ | | |
| ○ 教育委員会（文化財） 他 | 協議先：市町教委、追加区域がある場合全て対象 | ○ | | |
| ○ その他関連施設管理者（河川管理者、鉄道事業者等） | | ○ | | |
| ○ 砂防関係（砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域） | | - | | |
| ○地元説明の状況を説明する資料 | | | | |
| ○ 地元説明会の議事録等（都計説明会以外） | 説明会開催案内広報、議事録等 | ○ | | |
| ○ その他関係者（地権者、議会、関係団体、まち協）等への説明結果 | 〃 | ○ | | |
| ○その他 | | | | |
| - 同時決定の都市計画、関連事業等の資料 | | - | | |
| ○ 現場写真 | | ○ | | |

変更する土地の区域

都市計画ごみ焼却場 2号三木市立ごみ処理場
都市計画ごみ処理場 2号三木市立ごみ処理場

(変更する区域)

かさ やがおやま
加佐字八家王山

○都市計画決定（変更）の必要性を説明する資料

■県が定め、もしくは定めようとしている都市計画と適合しているか（都市マスと整合）

●三木市都市計画マスタープラン

5-2 自然・環境保全の方針

(1) 基本的考え方

豊かな自然の保全・活用と環境にやさしいまちをめざす

○地域資源を生かした魅力あるまちづくりを促進するため、森林や農地、河川など豊かな自然環境の保全・活用に努める。

○3R や省エネルギー、クリーンエネルギー対策への取り組みを推進し、温室効果ガスの削減など持続可能な低炭素・循環型社会の構築を図る。

(2) 方針

①自然環境の保全や美化の推進

- ・生物多様性の保全・再生の視点も踏まえ、豊かな自然環境や水辺空間の保全を図る。
- ・ため池やビオトープについて、市民活動団体や民間企業との連携により、水辺空間の保全・活用を図る。
- ・市民や企業との協働により、ごみのポイ捨てなど不法投棄防止活動を促進する。

②緑化の推進

- ・市民と協働で、公共公益施設などで花の植栽や緑化活動の取り組みを促進し、緑豊かな都市景観の形成を図る。

③低炭素・循環型社会の構築

- ・3R や省エネルギー、クリーンエネルギー対策への取り組みを推進し、温室効果ガスの削減など持続可能な低炭素・循環型社会の構築を図る。



緑のカーテン

④適正なごみ処理体制の継続

- ・市内から排出されるごみは、「三木市一般廃棄物処理計画」に基づき適正に処理を行う。

※平成 31 年 3 月施策

●東播磨地域都市計画区域マスタープラン

その他の都市施設

廃棄物処理施設は、住民の生活や事業活動に不可欠な施設であることから、周辺土地利用やアクセス等に配慮して適正な立地を図るとともに、廃棄物の発生抑制や再生利用の促進など**持続可能な循環型社会の構築**に取り組む。

※令和 3 年 3 月施策

■都計（変更）を行う正当な理由

平成10年に供用を開始した、既存の三木市立塵芥焼却場は適切な維持管理を行っているものの、老朽化※1が進行しているため、新たなごみ処理施設の整備が急務となっています。

さらに、令和5年6月閣議決定された廃棄物処理施設整備計画では、今後の廃棄物処理施設整備について、持続可能な適正処理に向けた安定的・効率的な施設整備等、資源循環の強化、脱炭素化の推進等が求められていることから、三木市では、これらに資する新たなごみ処理施設を整備する予定としています。

以上のような計画的かつ社会的背景を踏まえ、既存の三木市立塵芥焼却場の敷地のみでは新たなごみ処理施設の整備に必要な面積を確保できないことから、既存の三木市立塵芥焼却場の区域を拡張します。このため、都市計画変更を行うものです。

※1：ごみ処理施設は稼働後10年から15年の時点で大規模改修を行うことで一般的に30年間使用できる（出典：平成28年3月総務省一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視結果に基づく勧告）と言われています。三木市においても2028（令和10）年まで使用するために稼働開始から15年が経過した2013（平成25）年から5か年かけて大規模改修を行い、現在に至ります。

■ 上位・関連計画（都市計画（区域・市町）マスタープラン、市町の総合計画等）での位置づけ

● 東播磨地域都市計画区域マスタープラン（再掲）

その他の都市施設

廃棄物処理施設は、住民の生活や事業活動に不可欠な施設であることから、周辺土地利用やアクセス等に配慮して適正な立地を図るとともに、廃棄物の発生抑制や再生利用の促進など **持続可能な循環型社会の構築**に取り組む。

※令和3年3月施策

● 三木市総合計画（改訂版）

テーマ2 安全・安心なまちづくり

【取り組んだ内容】

柱1 暮らしに必要な環境を整えるまち

- **次期ごみ処理施設の整備**については、昨今の社会情勢の変化により、2022(令和4)年度「施設整備基本設計」の総事業費が基本計画から大幅に増加したことから、総事業費の縮減について検討を重ねてきました。検討結果を踏まえ、2031(令和13)年度からの供用開始に向け、次期ごみ処理施設の整備を進めています。なお、周辺地域の生活環境に及ぼす影響を調査する「生活環境影響調査」を2022～2023(令和4～5)年度2か年にわたって実施しました。

※令和7年度3月改定

●三木市都市計画マスタープラン（再掲）

5-2 自然・環境保全の方針

(1) 基本的考え方

豊かな自然の保全・活用と環境にやさしいまちをめざす

○地域資源を生かした魅力あるまちづくりを促進するため、森林や農地、河川など豊かな自然環境の保全・活用に努める。

○3R や省エネルギー、クリーンエネルギー対策への取り組みを推進し、温室効果ガスの削減など持続可能な低炭素・循環型社会の構築を図る。

(2) 方針

①自然環境の保全や美化の推進

- ・生物多様性の保全・再生の視点も踏まえ、豊かな自然環境や水辺空間の保全を図る。
- ・ため池やビオトープについて、市民活動団体や民間企業との連携により、水辺空間の保全・活用を図る。
- ・市民や企業との協働により、ごみのポイ捨てなど不法投棄防止活動を促進する。

②緑化の推進

- ・市民と協働で、公共施設などで花の植栽や緑化活動の取り組みを促進し、緑豊かな都市景観の形成を図る。



緑のカーテン

③低炭素・循環型社会の構築

- ・3R や省エネルギー、クリーンエネルギー対策への取り組みを推進し、温室効果ガスの削減など持続可能な低炭素・循環型社会の構築を図る。

④適正なごみ処理体制の継続

- ・市内から排出されるごみは、「三木市一般廃棄物処理計画」に基づき適正に処理を行う。

※平成 31 年 3 月施策

●兵庫県資源循環推進計画（令和6年1月 概要版 抜粋）

兵庫県資源循環推進計画の概要

II 資源循環の方向性

- 2050年頃の持続可能な社会の姿として、「資源循環・脱炭素・自然共生社会」を目指す
- 実現を図るため、4つの基本的方策や中期的（2030年頃）な施策を推進



●兵庫県廃棄物処理計画（平成30年8月 概要版 抜粋）

17 目標達成に向けた施策の推進

1 重点取組(主な新規・拡充事業)

(1) 食品廃棄物・食品ロスの削減

(2) 古紙回収の促進

(3) バイオマスの利活用の促進

2 その他の取組(他の拡充事業)

| 区分 | 取組名 | 内容 | 主な取組主体 |
|--------------|-------------------------|--|-----------|
| 発生抑制・再生利用の推進 | 食品ロスの削減 | 既に実施されているフードバンク等のフードバンクシステムの普及の促進、普及啓発活動 | 兵庫県、各市 |
| | 商業用レジストシステム(取組方式)の積極的普及 | 取組方式を改めて普及の促進 | 兵庫県、各市、県民 |
| | 地元産小規模生産者等のフードバンクの推進 | フードバンクシステムを市内の生産者等へ普及させ、地元産品の普及を促進 | 兵庫県、各市 |
| | 食品物の分別収集による資源回収の促進 | 分別、焼却の項目に取組を回収の普及を促進 | 兵庫県、各市、県民 |
| | 資源回収率向上のための取組 | 資源回収率向上のための取組を推進 | 兵庫県、各市 |
| 廃棄物の適正処理の推進 | 燃焼施設等の共同取組者への取組促進 | 共同取組者への取組を促進し、燃焼施設等の共同取組者への取組を推進 | 兵庫県、各市、県民 |
| | 燃焼施設等の共同取組者への取組促進 | 燃焼施設等の共同取組者への取組を促進し、燃焼施設等の共同取組者への取組を推進 | 兵庫県、各市、県民 |

3 目標達成に向けた施策の体系

4 計画の進捗管理

●三木市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画（中間見直し）（令和6年12月）

1. 基本理念

近年、人々による生活の利便性追求を背景に二酸化炭素増大による地球温暖化や増え続けるプラスチックごみによる海洋汚染など、地球環境を脅かす状況が緊迫化する中で、環境への負荷が少なく持続可能な「循環型社会」の形成が強く求められています。

そのため、市民・事業者・行政が協力してそれぞれの役割と責任を果たしながら、ごみの減量化や再資源化、また、ごみの適正処理に取り組む必要があります。

このことから、本計画における基本理念を次のとおりとします。

【基本理念】

環境負荷の少ない「循環型社会」をめざすまち

～ごみを減らし資源の有効活用を推進～

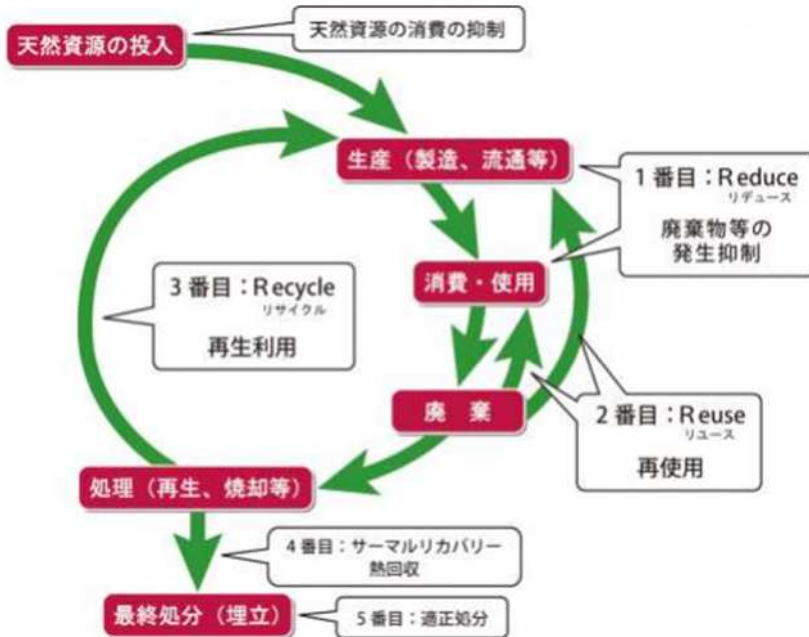


図 2-33 循環型社会の姿

本計画が掲げる循環型社会の形成を図るためには、市民・事業者・行政の協働による3R（リデュース[発生抑制]、リユース[再使用]、リサイクル[再生利用]）の取組を進める必要があります。

また、人口減少や高齢化の進展など社会情勢の変化に対応した対策の検討も必要です。

さらに、建設後26年経過しているごみ処理施設の整備を進め、引き続き市が責任を持って安全安心なごみの適正処理を継続していきます。

基本方針1 ごみの減量化を推進します

循環型社会をめざす取組の第一歩は、ごみを減らすことです。市民生活や社会経済活動を通して、ごみになるものを作らない、不要なものは買わないという機運を醸成し、ごみの発生を抑制するとともに、購入したものは繰り返し使い、簡単にごみにしない取組を行うことで、ごみの減量化を推進します。

基本方針2 ごみの分別を徹底し、資源化を推進します

ごみとして排出されているものには、資源化が可能なものも多く含まれることから、それらの有効活用を図るため、さらなるごみの分別の推進・徹底に努めるとともに、多様な資源回収システムについても検討を進めます。

また、各種団体が取り組んでいる集団回収運動への協力やスーパー等が設置している店頭回収ボックスの利用を呼びかけます。

基本方針3 環境負荷の少ない安定的かつ効率的な適正処理を推進します

やむなく排出されるごみについては、焼却や資源化等の処理を経た後、これ以上活用できないごみとして最終処分しています。現在、ごみ処理施設では金属や古紙、容器包装等の資源回収と、焼却余熱を利用した施設内給湯を行っています。今後、整備を予定している次期ごみ処理施設においては、一層の資源化やエネルギーの有効利用を進め、環境負荷の低減に努めます。

基本方針4 市民・事業者・行政との連携・協力を展開します

市民・事業者・行政は、各々が自発的・積極的にそれぞれの役割を果たすとともに、各々が持つ知識や経験を最大限に活用した協力関係の構築を推進します。市民には環境に配慮したライフスタイルや3Rへの取組を推進し、事業者にはごみの減量化とともに可能な限り自らの責任に基づく処理を推奨します。行政は市民・事業者を支援するための施策を実施することによって、三者協働による取組を展開します。

●三木市循環型社会形成推進地域計画（令和6年11月20日変更）

オ. 今後の処理体制の要点

- ◇ ごみの分別徹底などによりごみ減量に努め、リサイクル率の向上と最終処分量の削減を推進する。
- ◇ 事業者に対して適正処理に関する啓発と指導を行っていく。
- ◇ 生活排水処理について、未接続世帯に対して接続啓発を行うとともに、集合処理区域以外については合併浄化槽への転換を推進する。
- ◇ し尿・浄化槽汚泥の処理については、現在のし尿処理施設を汚泥再生処理センターに更新する。処理過程で発生する汚泥は、汚泥助燃剤として再生利用を図る。

●三木市次期ごみ処理施設整備基本設計（令和5年3月）

3.1 施設整備基本方針

次期ごみ処理施設の計画・設計、建設、運営に関する基本的な方向性を示す指針となる施設整備基本方針は、施設整備基本計画を踏まえて以下のとおりとする。

方針1 持続可能社会の形成に寄与する施設

- ごみの処理過程で発生する素材等についても積極的な資源化・再利用を行い、循環資源の有効利用に寄与する施設とする。
- 公害防止対策に万全を期し、周辺環境へ与える負荷が低い施設とする。
- 地球環境の保全に配慮し、エネルギーを効率的に活用する施設とする。

方針2 安定的で、安全・安心なごみ処理を確保する施設

- 安定的なごみ処理体制を確保できる施設とする。
- 安全な運転に努め、地域住民の安全・安心を確保できる施設とする。

方針3 地域と共存する施設

- 周辺環境との調和を意識したデザインとし、市民に親しまれる施設とする。
- 環境学習を推進するとともに、ごみ処理に関する情報発信を行い、住民の意識向上に資する施設とする。
- 災害発生時において地域に貢献できる施設とする。

方針4 経済性に優れた施設

- 施設建設時のインシヤルコストに加え、維持管理費を含めたライフサイクルコストの低減に配慮した施設とする。

■ スケジュール（都市計画及び事業化の見込み）

| 都市計画変更に係るスケジュール | 開催内容 |
|-----------------|------------|
| ①令和8年3月 | ・住民説明会 |
| ②令和8年5月 | ・知事協議 |
| ③令和8年6月 | ・原案の縦覧 |
| ④令和8年8月 | ・供用開始予定 |
| ⑤令和8年9月 | ・決定告示・永久縦覧 |

■ 市町における都市計画決定状況、決定経緯（変更の場合）

| 都市計画決定の経緯 | 内容 |
|--------------|---------------------|
| ①昭和 47 年 3 月 | ・「三木市立塵芥焼却場」の都市計画決定 |

○ごみ処理施設の位置、区域を説明する資料

■市町における施設概要（現況と計画）

●現況の三木市立塵芥焼却場の施設概要

三木市立塵芥焼却場の施設概要概要

| 施設名 | 所在地 | 対象物 | 形式等（上段） 処理能力等（下段） | 供用年月 |
|---------------------|---------------------------|----------------------------|--|-------------|
| 三木市清掃センター ごみ焼却施設 | 三木市加佐 字八家王山 1199 番地 | 可燃ごみ 可燃物 し渣 ・脱水汚泥 | 准連続燃焼式焼却炉 (流動床式焼却炉) 処理能力：117 t/日 (39 t/16h×3 炉) | 平成 10 年 4 月 |

●計画

施設において処理する廃棄物の種類

| 施設名 | 処理する廃棄物の種類 | |
|----------------------|---------------------------------|------------------------|
| ①エネルギー回収型 廃棄物処理施設 | メタン発酵施設 | ・可燃ごみ（発酵適物） |
| | 焼却施設 | ・可燃ごみ（発酵不適物） ・可燃性残渣 |
| ②マテリアルリサイクル推進施設 | ・あらごみ ・金属・鉄類 ・ペットボトル・紙パック | |

施設の処理能力

| 施設名 | 処理能力 | |
|----------------------|---------|-------------|
| ①エネルギー回収型 廃棄物処理施設 | メタン発酵施設 | 35 t/日（1 基） |
| | 焼却施設 | 70 t/日（1 炉） |
| ②マテリアルリサイクル推進施設 | 19 t/日 | |

施設の処理方式

| 施設名 | 処理方式 |
|------------------|---|
| ①エネルギー回収型廃棄物処理施設 | ハイブリット方式（メタン発酵施設＋焼却施設） メタン発酵施設：乾式メタン発酵方式 焼却施設：ストーカー方式または流動床方式 |
| ②マテリアルリサイクル推進施設 | 破砕・選別設備 再生設備（金属圧縮、ペットボトル圧縮） |

■ 位置、区域決定根拠資料（図等）

本施設の黄色の境界線の東側は既決定のごみ焼却場である。計画ではこれを黄色の境界線の西側に拡張するとともに、必要な調整池を確保する。新規の調整池は洪水調整池とこの南側を含む山からの水を調整する機能を持たせ、管理することとしているため洪水調整池の南側（同一地番（地番図等に記載））を含めた区域を拡大することとしている



○関係機関との協議状況を説明する資料

■ (教育委員会 (文化財))

【第1号様式】

三環政第94号
令和7年7月1日

三木市教育長 様

住所 兵庫県三木市上の丸町10番30号
氏名 三木市長 仲田 一彦



埋蔵文化財の所在の有無について (照会)

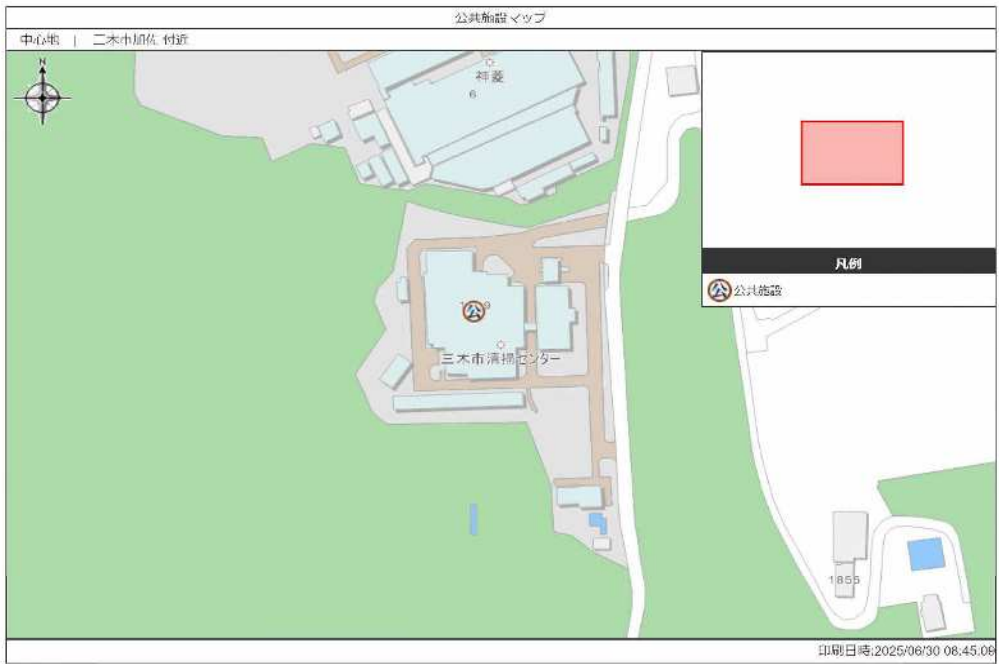
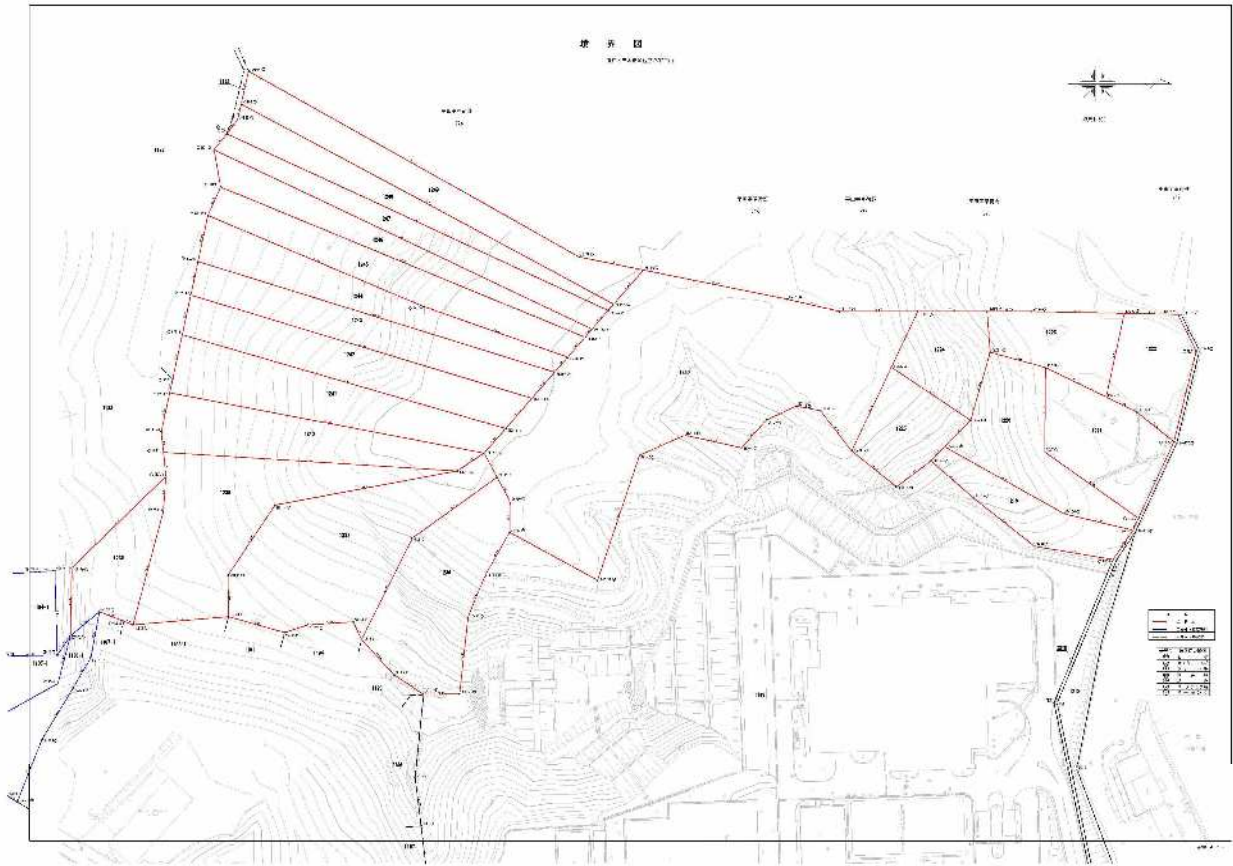
下記のとおり、開発事業を計画しておりますので、区域内の埋蔵文化財の所在の有無について照会します。

記

- 1 開発事業計画の種類
次期ごみ処理場の整備
- 2 開発予定地
別紙開発用地図のとおり
- 3 開発予定面積
約3.5ha
- 4 工事実施予定時期
令和9年4月～令和13年3月(予定)
- 5 添付図面
位置図(縮尺1/25,000及び1/2,500)
- 6 担当者名
三木市市民生活部環境政策課生活環境係 猪口

TEL 0794-82-2000 (内線 2378)

FAX 0794-82-9792



■ その他関連施設管理者（河川管理者、鉄道事業者等）

■ 三木市情報マップ（防災マップ）



○地元説明の状況を説明する資料

■ 地元説明会の議事録等（都計説明会以外）

● 地元説明（加佐地区）

| 年月日 | 対象 | 協議・説明内容 |
|-----------|------------|---|
| H30. 7. 5 | 役員、地元対策委員会 | 加佐地区において現施設を更新することについて |
| H30. 9. 1 | 地元説明会 | 加佐地区において現施設を更新することについて |
| H30.12.17 | 役員、地元対策委員会 | 今後の協議の進め方 主な意見 ・これまでの施設運営に対する不満 |
| H31. 3.29 | 役員、地元対策委員会 | 協議①（施設概要・スケジュール・環境整備事業） |
| H31. 4.25 | 役員、地元対策委員会 | 協議②（施設概要・スケジュール・環境整備事業） |
| R1. 7.10 | 役員、地元対策委員会 | 協議③（施設概要・スケジュール・環境整備事業） |
| R1. 9.18 | 役員、地元対策委員会 | 協議④（施設概要・スケジュール・環境整備事業） |
| R1.12.19 | 役員、地元対策委員会 | 協議⑤（施設概要・スケジュール・環境整備事業） |
| R2. 1.31 | 役員、地元対策委員会 | 協議⑥（施設概要・スケジュール・環境整備事業） |
| R2. 2.14 | 役員、地元対策委員会 | 協議⑦（施設概要・スケジュール・環境整備事業） |
| R2. 5.11 | 役員、地元対策委員会 | 協議⑧（施設概要・スケジュール・環境整備事業） |
| R2. 6.17 | 役員、地元対策委員会 | 協議⑨（施設概要・スケジュール・環境整備事業） |
| R2. 8. 5 | 役員、地元対策委員会 | 協議⑩（施設概要・スケジュール・環境整備事業） |
| R2.10. 8 | 役員、地元対策委員会 | 協議⑪（施設概要・スケジュール・環境整備事業） |
| R3. 2. 5 | 役員、地元対策委員会 | 協議⑫（スケジュール・環境整備事業・協定書案） |
| R3. 3.23 | 役員、地元対策委員会 | 協議⑬（スケジュール・環境整備事業・協定書案） |
| R4. 3.24 | 役員、地元対策委員会 | 基本計画（R3策定）について説明 |
| R4. 7.28 | 役員、地元対策委員会 | 生活環境影響調査の実施について |
| R4. 8.23 | 地元説明会 | 生活環境影響調査の実施について 主な意見 ・調査地点の追加要望 ・測定項目の追加要望 |
| R5. 3.30 | 役員、地元対策委員会 | 協議⑭（環境整備事業・協定書案） |
| R5. 7.14 | 役員、地元対策委員会 | 協議⑮（環境整備事業・協定書案） |
| R5.10.26 | 役員、地元対策委員会 | 生活環境影響調査の結果について |
| R6. 8. 7 | 役員、地元対策委員会 | 協議⑯（環境整備事業・協定書案） |
| R7. 1.22 | 役員、地元対策委員会 | 協議⑰（環境整備事業・協定書案） |
| R7. 5.15 | 役員、地元対策委員会 | 協議⑱（環境整備事業・協定書案） |
| R7. 8.12 | 役員、地元対策委員会 | 協議⑲（環境整備事業・協定書案） |
| R7. 8.18 | 役員、地元対策委員会 | 協議⑳（環境整備事業・協定書案） |
| R7. 8.28 | 役員、地元対策委員会 | 協定の締結 |

●地元説明（大村地区）

| 年月日 | 対象 | 協議・説明内容 |
|-----------|----------|--------------------|
| R5. 1. 11 | 大村地区（区長） | 施設整備の概要と環境整備事業について |
| R5. 1. 25 | 大村地区（役員） | 協議①（施設概要・環境整備事業） |
| R5. 2. 18 | 大村地区（役員） | 協議②（施設概要・環境整備事業） |
| R5. 3. 19 | 大村地区（役員） | 協議③（施設概要・環境整備事業） |
| R5. 5. 10 | 大村地区（役員） | 協議④（施設概要・環境整備事業） |
| R5. 8. 7 | 大村地区（役員） | 協議⑤（環境整備事業・協定書案） |
| R5. 11. 2 | 大村地区（役員） | 協議⑥（環境整備事業・協定書案） |
| R7. 1. 31 | 大村地区（役員） | 協議⑦（環境整備事業・協定書案） |
| R7. 9. 4 | 大村地区（役員） | 協定の締結 |

■ その他関係者（地権者、議会、関係団体、まち協）等への説明結果

以下に、説明を行った日時と協議内容をまとめる。

● 市議会

| 年月日 | 対象 | 協議・説明内容 |
|---------------|-------|--------------------------|
| H30. 6. 13～15 | 会派説明 | 加佐地区において現施設を更新することを説明、同意 |
| H30. 8. 20 | 常任委員会 | 加佐地区において現施設を更新することを説明、同意 |
| R4. 3. 22 | 常任委員会 | 基本計画の説明、同意 |
| R5. 6. 21 | 常任委員会 | 基本設計の説明、同意 |
| R6. 6. 19 | 常任委員会 | 事業費縮減に関する検討結果の報告、同意 |
| R7. 2. 6 | 議員総会 | 再度、整備方針について報告、同意 |
| R7. 11. 11 | 常任委員会 | 用地取得完了の報告、同意 |
| R7. 11. 14～15 | 会派説明 | 地元協議完了の報告、同意 |

● 隣接事業者（株式会社神菱）

| 年月日 | 協議・説明内容 |
|----------|----------------|
| R7.11.14 | 事業概要説明 |
| R7.12.10 | 境界立会 |
| R7.12.11 | 事業概要及び境界について同意 |

● 隣接市

| 年月日 | 相手方 | 協議・説明内容 |
|----------|----------------|---------------------|
| R7.12.18 | 小野市地域振興部まちづくり課 | 三木市都市計画変更の概要について申し出 |

関係行政機関等協議一覧表

| 年 月 日 | 協 議 先 | 協議の概要 |
|-----------------|-----------------|---|
| 令和 7 年 12 月 8 日 | 兵庫県環境部環境整備課 | 変更内容について説明し、基本的な了解を得た。 |
| 令和 8 年 2 月 13 日 | 北播磨県民局環境課 | 変更内容について協議し、基本的な了解を得た。 一般廃棄物処理施設の設置届け出については、設計の完了次第提出予定。 |
| 令和 7 年 8 月 1 日 | 北播磨県民局加東農林振興事務所 | 変更内容について説明した。 詳細についての協議は、現在実施中の調整池協議（加東土木事務所）が完了次第、林地開発協議とともに実施予定。 |
| 令和 7 年 12 月 9 日 | 三木市都市整備部道路河川課 | 変更内容について説明し、令和 7 年 12 月 9 日に特に意見なしの回答を得た。 |
| 令和 7 年 7 月 1 日 | 三木市教育委員会 | 変更内容について協議し、令和 7 年 7 月 1 日付三環政第 9 4 号にて異議なしの回答を得た。 |

1. 原案縦覧資料の作成

地元説明会を開催するにあたり、幅広く意見聴取を行うため、HP や市役所・支所等で原案縦覧を行った。縦覧した資料は以下の通りである。

■東播都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）

| 都市計画決定（変更図書） | 備考 |
|--------------|----------|
| 計画書 | 理由書含む |
| 変更前後対照表 | |
| 総括図 | 1/25,000 |
| 計画図 | 1/2,500 |

■東播都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）

| 都市計画決定（変更図書） | 備考 |
|--------------|----------|
| 計画書 | 理由書含む |
| 総括図 | 1/25,000 |
| 計画図 | 1/2,500 |

（参考）配置計画図

閲覧場所

| |
|--------------------|
| ・市役所 2階環境政策課 |
| ・市役所 3階情報公開コーナー |
| ・吉川支所 |
| ・各市立公民館及び三木南交流センター |
| ・三木市ホームページ |

2. 地元説明会の実施

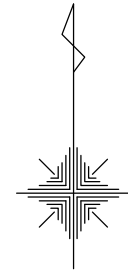
都市計画決定（変更）の内容を説明する地元説明会を令和8年3月10日に行った。参加は0人であった。

■地元説明会の概要

| | |
|------|-----------------------|
| 日時 | 令和8年3月10日 13:00～14:00 |
| 場所 | 三木市役所 入札室 |
| 参加者 | 0人 |
| 主な意見 | なし |



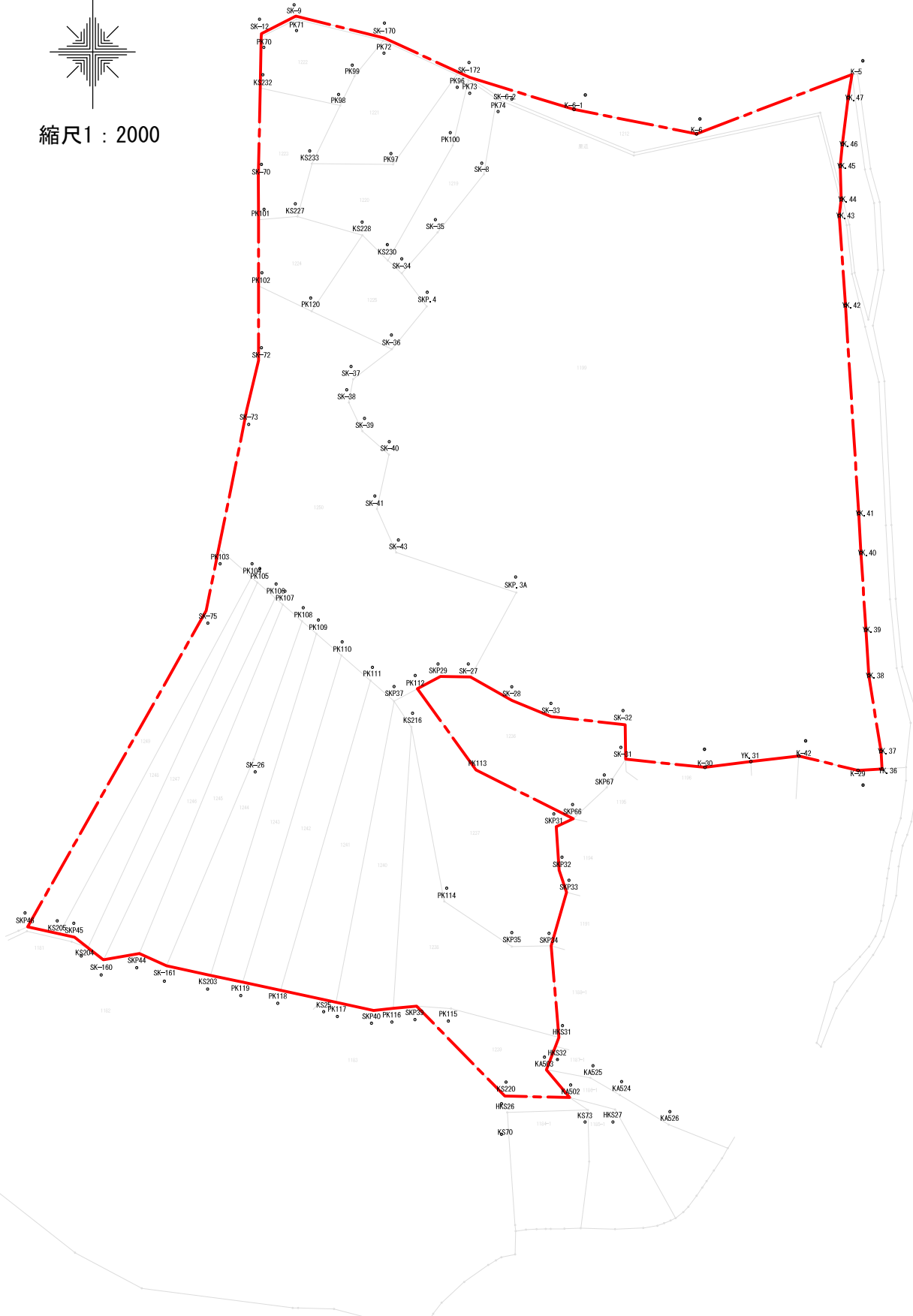
地元説明会 準備状況



縮尺1 : 2000

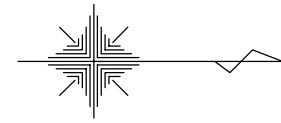
丈量図

所在：三木市加佐字八家玉山



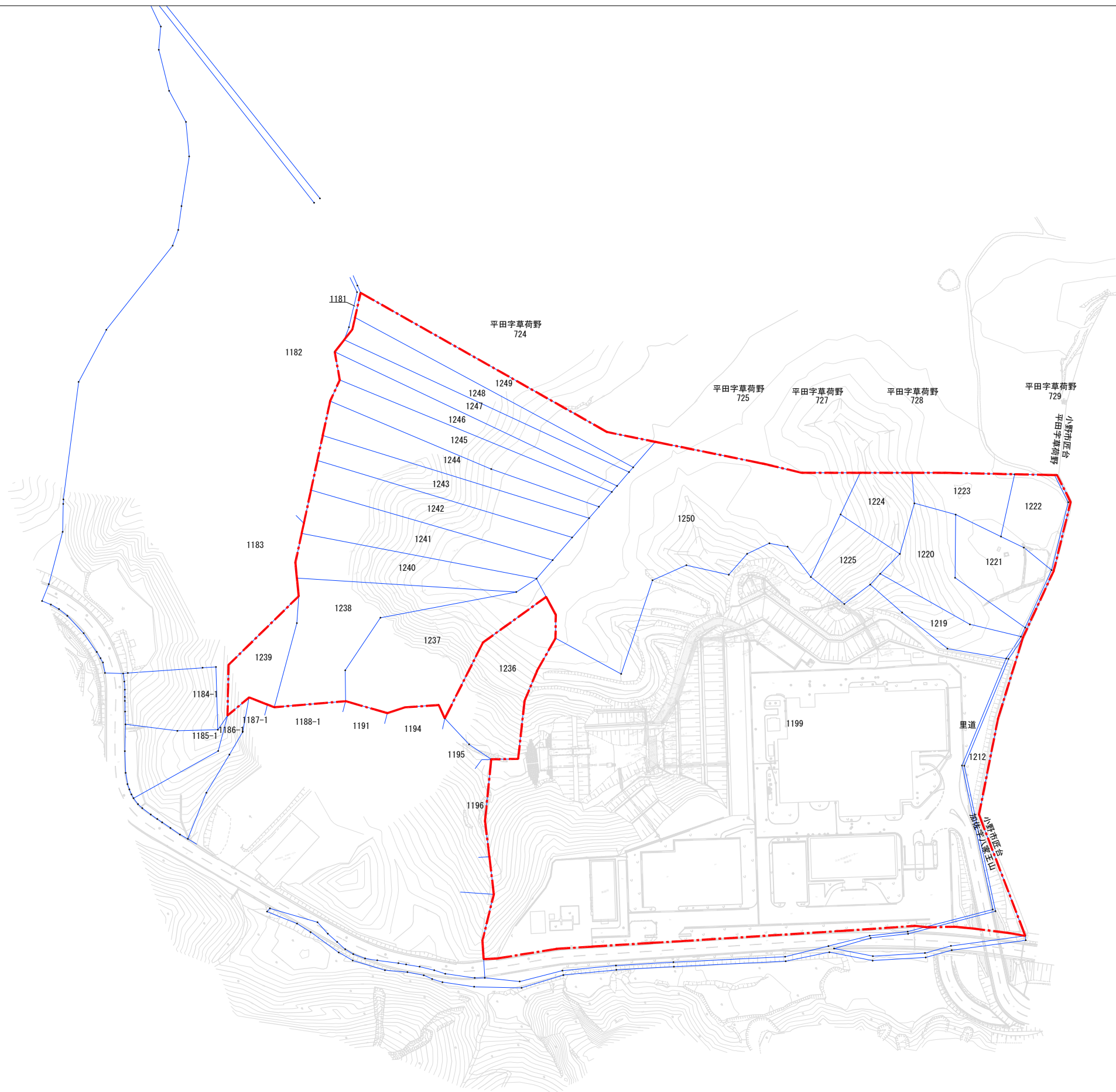
| 測点 | Xn | Yn | (Xn+1 - Xn-1)Yn | 距離 |
|--------|-------------|-----------|------------------------|---------|
| K-5 | -130287.312 | 59876.592 | -764264.820289 | 58.612 |
| K-6 | -130308.229 | 59821.839 | -738500.602455 | 44.063 |
| K-6-1 | -130299.657 | 59778.618 | 1186426.231447 | 38.398 |
| SK-172 | -130288.382 | 59741.913 | 1505436.465687 | 33.261 |
| SK-170 | -130274.458 | 59711.707 | 1288160.655111 | 32.015 |
| SK-9 | -130266.809 | 59680.619 | 91012.943975 | 13.616 |
| SK-12 | -130272.933 | 59668.458 | -433610.684286 | 1.143 |
| PK70 | -130274.076 | 59668.435 | -1145753.288869 | 18.063 |
| KS232 | -130292.135 | 59668.066 | -2956313.998036 | 31.494 |
| SK-70 | -130323.622 | 59667.423 | -2764809.379551 | 14.850 |
| PK101 | -130338.472 | 59667.429 | -2281742.152389 | 23.391 |
| PK102 | -130361.863 | 59667.437 | -2963025.253983 | 26.268 |
| SK-72 | -130388.131 | 59667.447 | -2624233.986507 | 18.199 |
| SK-73 | -130405.844 | 59663.268 | -3955078.035720 | 49.563 |
| PK103 | -130454.421 | 59653.432 | -4201391.215760 | 22.297 |
| SK-75 | -130476.274 | 59649.007 | -7947395.096652 | 127.911 |
| SKP46 | -130587.657 | 59586.117 | -6785130.728907 | 11.405 |
| KS205 | -130590.145 | 59597.247 | -219556.257948 | 5.484 |
| SKP45 | -130591.341 | 59602.599 | -291516.311708 | 6.005 |
| KS204 | -130595.036 | 59607.332 | -475308.865368 | 6.953 |
| SK-160 | -130599.315 | 59612.812 | -119881.364933 | 12.885 |
| SKP44 | -130597.047 | 59625.496 | -124080.657175 | 10.475 |
| SK-161 | -130601.396 | 59635.025 | -459010.787425 | 15.905 |
| KS203 | -130604.744 | 59650.574 | -344959.269443 | 11.563 |
| PK119 | -130607.179 | 59661.878 | -316804.572180 | 13.660 |
| PK118 | -130610.054 | 59675.232 | -363660.863808 | 15.292 |
| KS25 | -130613.273 | 59690.181 | -251355.352191 | 4.713 |
| PK117 | -130614.265 | 59694.788 | -229287.680708 | 13.532 |
| SKP40 | -130617.114 | 59708.017 | -127894.572414 | 6.978 |
| PK116 | -130616.407 | 59714.959 | 91961.036860 | 8.231 |
| SKP39 | -130615.574 | 59723.148 | -1846221.674124 | 44.414 |
| KS220 | -130647.320 | 59754.209 | -1925639.139235 | 22.880 |
| KA502 | -130647.800 | 59777.084 | 556106.212452 | 12.734 |
| KA503 | -130638.017 | 59768.932 | 1077334.999301 | 8.836 |
| HKS32 | -130629.775 | 59772.116 | 679608.958921 | 3.353 |
| HKS31 | -130626.647 | 59773.324 | 2114421.563176 | 32.362 |
| SKP34 | -130594.401 | 59770.590 | 3056369.119650 | 19.643 |
| SKP33 | -130575.512 | 59775.981 | 1596138.244662 | 8.231 |
| SKP32 | -130567.699 | 59773.392 | 1385248.359600 | 15.397 |
| SKP31 | -130552.337 | 59772.353 | 1083373.898125 | 6.621 |
| SKP66 | -130549.574 | 59778.370 | 1193236.043570 | 38.328 |
| PK113 | -130532.376 | 59744.117 | 2734368.746856 | 35.260 |
| PK112 | -130503.806 | 59723.453 | 1966394.690025 | 9.183 |
| SKP29 | -130499.451 | 59731.538 | 252365.748049 | 10.641 |
| SK-27 | -130499.581 | 59742.178 | -503626.560540 | 16.820 |
| SK-28 | -130507.881 | 59756.807 | -836834.325228 | 14.943 |
| SK-33 | -130513.585 | 59770.619 | -511636.498641 | 26.207 |
| SK-32 | -130516.441 | 59796.670 | -898086.186730 | 12.164 |
| SK-31 | -130528.604 | 59796.838 | -896593.788971 | 28.103 |
| K-30 | -130531.435 | 59824.798 | -49654.582339 | 16.249 |
| YK.31 | -130529.434 | 59840.923 | 239483.373846 | 17.042 |
| K-42 | -130527.433 | 59857.847 | -188492.360203 | 21.497 |
| K-29 | -130532.583 | 59878.718 | -273945.134850 | 8.441 |
| YK.36 | -130532.008 | 59887.139 | 409747.805038 | 6.277 |
| YK.37 | -130525.741 | 59886.793 | 1970874.357630 | 26.989 |
| YK.38 | -130499.098 | 59882.486 | 2559976.276500 | 16.140 |
| YK.39 | -130482.991 | 59881.460 | 2587837.175360 | 27.162 |
| YK.40 | -130455.882 | 59879.763 | 2454770.884185 | 13.909 |
| YK.41 | -130441.996 | 59878.971 | 5220907.360461 | 73.456 |
| YK.42 | -130368.691 | 59874.267 | 6282307.464975 | 31.694 |
| YK.43 | -130337.071 | 59872.104 | 2240054.899056 | 5.831 |
| YK.44 | -130331.277 | 59872.759 | 1050347.811136 | 11.752 |
| YK.45 | -130319.528 | 59872.473 | 1163741.257701 | 7.721 |
| YK.46 | -130311.84 | 59873.183 | 1440728.402530 | 16.502 |
| YK.47 | -130295.465 | 59875.230 | 1468619.641439 | 8.266 |
| | | 倍面積 | 132064.577757 | |
| | | 面積 | 66032.29m ² | |

地番図



縮尺1:2000

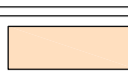
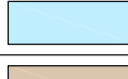

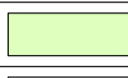


※全ての区域に公図がないため、筆界確認等によって作成



| 凡 例 | |
|-----|-------|
| | 区 域 |
| | 筆 界 線 |

配置計画図 S=1:1,000

凡例

| 記号 | 区分 |
|---|--------------------|
|  | ごみ処理施設 (付属施設含む) |
|  | 調整池 |
|  | 管理用通路 |
|  | 水路 (排水施設) |
|  | 法面 (造成緑地) |
|  | 植栽 (造成緑地) |

| 記号 | 区分 |
|---|--------|
|  | 既決定の区域 |
|  | 追加の区域 |

